○北海道警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱の制定について

令和２年３月26日

道本備第5019号（各部合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

新型インフルエンザ対策委員会の運用については、これまで「北海道警察新型インフルエンザ対策委員会設置要綱の制定について」（平26．５．15道本備第589号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、「北海道警察新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を新たに策定したことから、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「北海道警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱」を定めたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

北海道警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱

第１　趣旨

この要綱は、北海道警察新型インフルエンザ等対策委員会の任務、組織等について必要な事項を定めるものである。

第２　委員会

１　設置

警察本部に北海道警察新型インフルエンザ等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　任務

委員会は、新型インフルエンザ等が発生した場合において、事態を的確に把握するとともに、道民の安全を確保するために必要な警察措置を的確に行うための諸対策を推進することを任務とする。

３　組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表１に掲げる職にある者をもって充てる。

４　運営

⑴　委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。

⑵　委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

⑶　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

⑷　その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第３　幹事会

１　設置

委員会に、北海道警察新型インフルエンザ等対策委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

２　任務

幹事会は、委員会の事務について委員会を補佐することを任務とする。

３　組織

幹事会は、幹事長、幹事長代理、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表２に掲げる職にある者をもって充てる。

４　運営

委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

第４　連絡室

１　設置

幹事会の事務について幹事会を補佐するため、幹事会に北海道警察新型インフルエンザ等対策委員会連絡室（以下「連絡室」という。）を置く。

２　任務

連絡室は幹事会の事務について幹事会を補佐することを任務とする。

３　組織

連絡室は、室長、副室長及び室員をもって構成し、それぞれ別表３に掲げる職にある者をもって充てる。

４　運営

委員会の運営に関するこの要綱の規定は、連絡室の運営について準用する。

第５　庶務

委員会、幹事会及び連絡室の庶務は、警察本部警備課において処理する。

別表１（第２の３の事項関係）

北海道警察新型インフルエンザ等対策委員会

委　員　長	警察本部長
副 委 員 長	警務部長、警備部長
委　　員	総務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警察学校長 札幌市警察部長兼サイバーセキュリティ対策本部長 北海道警察情報通信部長 警務部参事官兼警務課長 その他委員長が指名する者

別表２（第３の３の事項関係）

北海道警察新型インフルエンザ等対策幹事会

<table>
<tr><td>幹　事　長</td><td colspan="2">警備部長</td></tr>
<tr><td>幹事長代理</td><td colspan="2">警備部首席参事官</td></tr>
<tr><td>副幹事長</td><td colspan="2">警務部参事官兼警務課長
総務部首席参事官
生活安全部首席参事官
地域部首席参事官
刑事部首席参事官
交通部首席参事官
警察学校副校長
北海道警察情報通信部通信庶務課長</td></tr>
<tr><td rowspan="9">幹　　事</td><td>総　務　部</td><td>参事官兼総務課長</td></tr>
<tr><td>警　務　部</td><td>厚生課長</td></tr>
<tr><td>生活安全部</td><td>参事官兼生活安全企画課長</td></tr>
<tr><td>地　域　部</td><td>参事官兼地域企画課長</td></tr>
<tr><td>刑　事　部</td><td>参事官兼刑事企画課長</td></tr>
<tr><td>交　通　部</td><td>参事官兼交通企画課長</td></tr>
<tr><td>警　備　部</td><td>参事官兼公安第一課長、警備課長</td></tr>
<tr><td>情報通信部</td><td>北海道警察情報通信部機動通信課長</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>幹事長が指名する者</td></tr>
</table>

別表３（第４の３の事項関係）

北海道警察新型インフルエンザ等対策連絡室

室　　長	警察本部警備課長
副　室　長	警備部災害対策官
室　　員	警務部総合企画官 各部管理官（総括） 学校庶務課長 北海道警察情報通信部庶務課調査官 その他室長が指名する者